

令和2年度被災3県心のケア総合支援調査研究等事業公募要綱

1. 事業の趣旨

東日本大震災の被災者を取り巻く環境については、復興施策の取組により、住宅再建など住環境のハード整備は整いつつある一方で、被災者は慣れない環境での生活や未だ被災から抜け出せない中で精神的ストレスを抱えており、心のケア支援は引き続き重要な課題となっている。

このため、東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定）に基づき、切れ目のない心のケア提供体制構築のための課題及び解決策を明らかにするとともに、心のケア支援に関する科学的根拠の収集・解析、専門人材の育成など、心のケア支援を推進する。

2. 実施主体

この事業の実施主体は、公募により採択された法人格を有する民間団体とする。なお、3. 補助対象事業（1）（2）それぞれ実施者を採択する。

3. 補助対象事業

（1）被災3県心のケア総合支援調査研究等事業

（i）切れ目のない心のケア提供体制構築のための調査研究の実施

東日本大震災から9年が経過しようとする中、今後、地震・津波被災地域においては被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興の実現、福島原子力災害被災地域においては復興・再生のための中長期的な対応をしていくことが重要な課題である。このため、4つの部門に分けて上記課題を解決するための調査研究を進めることとする。

部門	目的	具体的活動例
データの収集・整理部門	・毎月報告される心のケアセンターからのデータ整理 ・心のケアに関する諸情報の収集と整理	・東日本大震災の被災県である岩手県・宮城県・福島県（以下「被災3県」という。）の各心のケアセンターの活動データの収集と整理をする。 ・我が国の被災者の心のケア対策の更なる推進のため、被災3県におけるこれまでの取組の成果・課題等を整理す

		<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文献レビュー等を通じて国内外の被災者の心のケア対策の制度設計等の収集・整理をする。 ・その他、必要なデータ等の収集・整理をする。
データの調査・分析部門	<ul style="list-style-type: none"> ・必要なデータの検討 ・収集したデータの分析手法の検討 ・データの調査分析 ・これまでの心のケア対策の評価・効果検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災3県における心のケア対策の課題の抽出・解析と、今後の方向性について検討を行う。 ・心のケアセンター事業の実施やデータの収集・整理部門で得られた情報を解析・評価し、より効果的な被災者の心のケア対策を抽出する。
研修プログラム開発・人材育成部門	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな被災者の心のケア対策の開発 ・被災者の心のケアに関する研修プログラムの開発 ・研修プログラムの実践及び課題の抽出・修正 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模地震などの災害が生じた際の心のケア対策や、被災3県における中長期の心のケア対策が円滑に行えるよう、被災3県でこれまで蓄積してきた心のケア活動の知見及び活動ノウハウ等を活かし、標準的な災害時における心のケア対策を検討する。 ・東日本大震災を踏まえた被災者の心のケア対策を学べる研修プログラムを開発する。 ・研修プログラムを実践するとともに、新たな課題を抽出し研修プログラムを修正する。
事業の報告書・編さん部門	<ul style="list-style-type: none"> ・各部門からの成果の編さん ・本事業成果の活用方法の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・より利用しやすい報告書となるように、項目等を検討した編集方針を策定する。 ・アーカイブ化を目指した検討

		を行う。 ・ 成果物の広報戦略を策定する。
--	--	--------------------------

(ii) 連携強化会議の設置・運営

3県の心のケアセンターの活動状況を情報交換することにより、心のケアセンターの取組の知見を相互に共有し、連携して切れ目のない心のケア提供体制の構築を円滑に実施するため、連携強化会議の開催を支援する。

(iii) 被災3県心のケア総合支援調査研究事業実施委員会の設置・運営

本事業の企画立案や各部門への経費配分決定、進捗状況の管理等、本事業の全体調整を行うための委員会を開催する。

(iv) 各部門における部門会議の設置

各部門における事業を機動的に進めるために、各部門に部門会議を設置し、具体的な進め方について決定する。

(v) 事務局

本事業の庶務を行う部門として事務局を設置し、連携強化会議、被災3県心のケア総合支援調査事業実施委員会の開催事務や各部門からの依頼等に対応する。

(2) 被災3県心のケア関係データ解析事業

被災3県の心のケアに関係するデータは、心のケアセンターの活動に関するものは(1)において進めているものの、心のケアセンター活動以外のデータからメンタルヘルスに関する状況を分析することはできていない。そこで、本事業においてデータサイエンスの手法を用いて、ビッグデータやオープンデータ等を活用しながら、被災3県及び県外避難者のメンタルヘルスの推移や予測を行い、被災3県及び県外避難者の今後の対応検討を支援する。

例：検索ワードからみるメンタルヘルスの状況の変化について

マスコミに取り上げられる「被災者の心」の件数と内容の変化

4. 補助経費等

(1) 経費の補助について

別に定める「令和2年度被災3県心のケア総合支援調査研究等事業交付要綱」に基づいて行う。なお、想定している補助対象経費は諸謝金、報償費、人件費、旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費の予定である。

(2) 補助金額

①被災3県心のケア総合支援調査研究等事業

120,000千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）で補助を行う。

②被災3県心のケア関係データ解析事業

139,846千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）で補助を行う。

5. 留意事項

(1) 本事業の実施主体は、以下の要件を満たすものとする。

(i) 災害時の公衆衛生政策の調査研究・専門研修に関する専門的知見を有すること。

(ii) 被災3県の心のケアセンター及び行政機関、関係団体、専門家等と円滑な連携体制を構築し、事業を推進できること。

(iii) 過去の自然災害における公共政策の調査研究、実証的分析等の経験があること。

(iv) 被災3県の心のケアセンターの活動データ等の解析を行うため、統計学について専門的な知識を有すること。

(2) 本事業は評価委員会による中間評価の結果等を踏まえ、補助金の減額又は事業終了を待たずに補助を打ち切る場合がある。

(3) 本事業は、令和2年度予算案に盛り込まれているものであり、予算成立後速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に公募の手続きを行うものである。事業実施者の選定や予算の執行は、令和2年度予算の成立が前提であり、予算の成立以前においては、選定予定者の決定となり、予算の成立等をもって選定とすることとする。

(4) 本事業のうち3.(1)は、平成30年度から継続している事業であることから、これまでの成果を踏まえた継続的な調査研究としたうえで、最終成果物を提出すること。

(5) 3. 補助対象事業の(1)(2)のそれぞれの事業実施者は必要に応じて連携して進めること。

6. 応募方法

3.(1)に掲げる内容を含んだ事業計画書を別紙様式等により作成し、以下に定める提出期限内に書面により各2部提出すること。

(1) 提出書類

- ・事業計画書（様式1）
- ・本事業計画立案の考え方が分かる資料（様式任意）
- ・団体概要（様式2）

- ・事業計画（様式3）
- ・所要額内訳書（様式4）
 - ※第三者への委託の有無（有の場合は、あわせてその業務内容及び予定している委託先）を付記すること。
- ・事業実施スケジュール表（様式5）
- ・過去5年間に国及び地方公共団体から類似事業の補助実績がある場合は、その実績が分かる資料（様式任意）

(2) 提出方法・提出先

郵送または直接提出（持参）とする。なお、直接提出に際しては、問い合わせ先に事前に電話で連絡すること。

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室（以下「厚生労働省」という。）

(3) 提出期限

令和2年3月25日（水）17:00 必着

(4) 提出に当たっての注意事項

ア 提出された書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

イ 提出された書類は、提出者に無断で使用しない。

ウ 一者あたり書類は1種類とし、2種類以上の提出はできない。

エ 虚偽の記載をした書類は無効とする。

オ 書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

カ 書類はA4版、日本語で作成すること。

キ 電話による質問、ヒアリング及び追加資料の提出を求める場合があるので、その場合は速やかに対応すること。

ク 書類に使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

7. 採択方法

応募のあった事業については、厚生労働省が設置する有識者の委員会が書類等について審査（必要に応じてヒアリングによる審査）を行い、事業の目的に合致し最も評価の高い書類等を提出した一者を選定し、採択事業者を決定する。

審査終了後、採択の可否及び国庫補助基準額について通知を行う。

8. 交付申請

採択決定の通知を受理した民間団体は、別に定めるところにより、交付申請書を厚生労働省に提出すること。

9. 事業実績報告

国庫補助の対象となった民間団体においては、事業完了後、別に定める事業実績報告書を作成し、その他の成果物とともに令和3年4月10日までに厚生労働省に提出すること。

なお、本事業を実施した民間団体に対して事業の実施期間中又は事業完了後に必要に応じて事業の遂行状況等の調査を実施することがある。成果物には本事業で実施したことが分かるようにすること。

10. 秘密の保持

本事業に携わる者（当該事業から離れた者も含む。）は、プライバシーに十分配慮するとともに、正当な理由がなく事業の実施により知り得た秘密を漏らしてはならない。

<本件に係る問い合わせ先・計画書の提出先>
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課心の健康支援室
TEL 03-5253-1111（内3069）
FAX 03-3593-2008

様式 1

厚生労働大臣 殿

法人等名
代表者名

印

令和2年度被災3県心のケア総合支援調査研究等事業計画書の提出について

標記について、被災3県心のケア総合支援調査研究等事業を実施したいので次のとおり事業計画書を提出する。

- 1 計画所要額 金 円
- 2 団体概要（様式2）
- 3 事業計画（様式3）
- 4 本事業計画立案の考え方が分かる資料（様式任意）
- 5 所要額内訳書（様式4）
- 6 事業実施スケジュール表（様式5）
- 7 過去5年間に国及び地方公共団体から類似業務の補助実績がある場合は、その実績が分かる資料（様式任意）
- 8 その他

様式 2

団 体 概 要

団 体 名 (法人の種類)		代表者名	
		担当者	氏名 TEL FAX E-mail
住 所	〒 ー		
代表電話番号			
概 要			

様式 3

①被災3県心のケア総合支援調査研究等事業の場合

事業計画

団体名	代表者名

①データの収集・整理部門の内容・手法・期待される効果

②データの調査・分析部門の内容・手法・期待される効果

③研修プログラム開発・人材育成部門の内容・手法・期待される効果

④事業の報告書・編さん部門の内容・手法・期待される効果

様式 3

②被災3県心のケア関係データ解析事業の場合

事業計画

団体名	代表者名

--

（「事業計画」記入上の留意事項）

事業計画作成に当たっては、以下に留意すること。

- 研究の目的・内容・手法については、適宜文献を引用しつつ、1,000字以内で具体的かつ明確に記入すること。
- 実施期間内に何をどこまで明らかにするか、目標を明確にしたうえで記入すること。
- 当該研究の特色・独創的な点については、国内・国外の他の研究でどこまで明らかになっており、どのような部分が残されているのかを踏まえて記入すること。
- 期待される成果については、厚生労働行政の施策等への活用の可能性（施策への直接反映の可能性、政策形成の過程等における参考として間接的に活用される可能性、間接的な波及効果等（民間での利活用（論文引用等）、技術水準の向上、他の政策上有意な研究への発展性など）が期待できるか）を中心に600字以内で記入すること。また、当該取組がどのような厚生労働行政の課題に対し、どのように貢献するのか等について、その具体的な内容や例を極力明確にすること。

様式 4

所要額内訳書

団 体 名

経費区分	対象経費の 所要見込額	積 算 内 訳
	円	
合 計	円	

様式 5

事業実施スケジュール表

実施時期・期間	実施内容